

【国道25号（通称：御堂筋）に設ける歩行者利便増進施設等に係る公募占用指針（心斎橋エリア）】についての質問に対する回答

通番	受付日	質問内容	回答
1	令和7年4月24日	心斎橋エリア、なんばエリアの二つのエリアに応募することは可能ですか？	応募要件を満たす場合であれば可能です。
2	令和7年4月24日	二つのエリアに応募するとき、合わせた一つの提案書で良いですか？	各エリアそれぞれで応募を行ってください。
3	令和7年4月24日	公募占用指針P8（6）：「道路占用許可申請に係る手数料」の1,100円は一度きりでしょうか？有効期限はありますか？	歩行者利便増進計画の変更等による占用許可の再申請がなければ、当該申請に係る手数料は当初申請時のみとなります。 歩行者利便増進計画の認定期間が有効期間となります。
4	令和7年4月24日	公募占用指針P8（6）：同、屋外広告物許可申請手数料は南北の2面分ですか？有効期限はありますか？	屋外広告物許可申請を行っていただくのは、南面の情報板のみですので、申請に係る手数料は、南面の1面分が必要です。 屋外広告物許可期間は、認定の有効期間内であつ、管理者が屋外広告士等の有資格者の場合は、最大3年です。それ以外の者が管理者の場合は、最大2年です。（公募指針に記載のとおりです。） なお、屋外広告物許可申請の受付日の属する月が8月の場合、許可期間満了日が5月末になり、上記のいずれの場合でも、認定の有効期間内に1度継続許可申請が必要になりますので、ご留意ください。 (例) 令和7年8月1日に補正の必要がない許可申請を受け付け、管理者が有資格者の場合の許可期間（標準処理期間である3週間で許可処分を行った場合） 令和7年8月22日～令和10年5月31日 ※この場合、令和10年6月1日から令和10年10月2日までを許可期間とする継続許可申請が必要です。
5	令和7年4月24日	公募占用指針P9（1）①遠隔操作装置の設置場所に設置条件など制約はありますか？	インターネットに接続できる環境であれば、設置場所の制約はありませんが、情報セキュリティについて適切な管理を行ってください。
6	令和7年4月24日	公募占用指針P11（2）：道路協力団体における活動内容の質や頻度、場所の追加などの提案は評価対象ですか？	ご提示の提案内容が本公募占用指針12（2）評価基準に該当すれば評価対象となります。また、公募占用指針4（1）に記載のとおり、非収益活動業務の提案等の内容が道路協力団体と連携を図るとともに、当該団体の活動と重複せず、相乗効果が発揮できるものとして認められる場合は、加点の対象と考えています。
7	令和7年4月24日	公募占用指針P13（2）：広告事業や情報板の管理運営業務を第三者に委託することは可能ですか？	公募占用指針4（2）に記載の通り、ご提示の業務のうち、主たる業務（総合的企画及び業務遂行管理）以外の業務については、第三者に委託していただいて差し支えありません。第三者委託を行う場合は様式2-2を提出してください。
8	令和7年4月24日	公募占用指針P14（3）：連合体で応募する場合、「業務副責任者」等を定めることは可能ですか？	公募占用指針4（3）に基づき、業務責任者1名、業務従事者1名は必ずめていただく必要がありますが、それ以外の役割の方を任意に配置することは可能です。ご提示の役割の方を配置する場合は、様式7-5「①本件業務に配置する職員の体制」に具体的に記載してください。
9	令和7年4月24日	公募占用指針P17（3）：預金口座開設は、貴市との基本協定書の締結後で良いですか？	道路占用許可申請の手数料など、本公募占用指針に基づく本件業務の事業収支が発生するまでにご用意ください。
10	令和7年4月24日	公募占用指針P17（7）：調整会議の頻度はどのように考えればよいですか？	本公募占用指針4（7）に記載のとおり、最初の事業年度は四半期ごとに自己点検を実施していただき、この結果を踏まえて、概ね四半期ごとに調整会議を開催することを予定しています。なお、提案や正等の議題がある場合は、随時開催を予定しています。
11	令和7年4月24日	公募占用指針P17（7）最下段：公認会計士の登用は必須でしょうか？必須の場合の理由をご教示ください。	本件業務の事業収支報告書や付随する証拠書類（諸伝票等）などが正確で信頼性が高いものかどうかを検証し、その結果を報告していただくためには、公認会計士による監査が必須となります。
12	令和7年4月24日	公募占用指針P18（11）：大阪市施策等への協力について、「本市」とは全市を指しますか？部局特定ですか？内容協議の窓口はどこになりますか？	「大阪市施策」とは、特定部局による施策ではなく、大阪市全般にわたる施策を指します。本件業務を実施する中で、本市各部局との協議が発生する場合は、建設局総務部管理課または建設局企画部企画課（道路空間再編担当）までご相談ください。
13	令和7年4月24日	公募占用指針P19（5）③：連合体の責任割合の根拠は？任意設定で良いですか？	役割分担及び責任の分担等が明らかであれば、その割合は任意で設定していただいて差し支えありません。
14	令和7年4月24日	公募占用指針P21（3）：情報公開への対応等による、施設管理に関する情報を公開するために必要な措置とはどのような内容ですか？	施設管理に関する情報（維持管理・運営・契約等）を取りまとめ、情報公開等の申出があった場合に文書の写し等を開示できるよう、また、市民が知りたい情報、必要としている情報についても公表できるように管理を行ってください。
15	令和7年4月24日	公募占用指針P21（3）：本件業務に関わって作成した文書等を適正に管理することの中で、内容による保管期間をご教示ください。	基本協定書（案）の別表2に記載の通りです。
16	令和7年4月24日	公募占用指針P22（5）：一定規模の事業所においては、公正採用選考人権啓発推進員を設置する必要とありますが、「一定規模とは」、従業員数、資本金などの基準をご教示ください。また、「人権啓発推進員」とは、どのような人材ですか？	大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱において、推進員選任対象事業所は「常時使用する従業員の数が25人以上の事業所」などと規定されています。また、人権啓発推進員の選定基準及び役割については、同要綱に記載のとおりです。詳細については、以下のURLを参照してください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/rosei/koseisaivo/400-suisinin.html
17	令和7年4月24日	公募占用指針P22（5）：「人権研修等必要な研修」とは、どのような研修ですか？	上記要綱に記載の通りです。
18	令和7年4月24日	公募占用指針P23（13）関連：「賃金・労働条件の向上に関する取組み」関連。事業に関わる人材がボランティア活動となる場合の評価はどう扱われますか？	本公募占用指針7（13）に記載のとおり、賃金に関わるものが当該規定に該当すれば評価します。
19	令和7年4月24日	2団体で構成する新たな連合体での応募を想定していますが、応募者の内容を確認する各種様式は新たな連合体の内容で良いですか？構成員それぞれの内容を記載する必要がありますか？	連合体で参加する場合は、本公募占用指針に記載の要件で各種書類を提出してください。構成員毎に提出が求められている様式については、構成員毎に提出を行ってください。
20	令和7年4月24日	P25：JVの印鑑証明書がない場合、どのようにしたら良いか？	連合体の場合は、主で各種手続きを行う代表者の印鑑証明書を提出してください。
21	令和7年4月24日	様式3-2 団体役員名簿：性別、生年月日、住所が必要でしょうか？	必要です。

通番	受付日	質問内容	回答
22	令和7年4月24日	基本協定 第2条第3項(7): 違約金とは何を指すのか?	基本協定書(案)第35条及び第36条に記載の認定の取り消し又は本件業務の停止等に伴う違約金を指します。
23	令和7年4月24日	基本協定 第6条第2項: 業務を実施する道路施設の範囲は、『認定に基づく範囲』とありますが、公募占用指針3に定める業務を行う範囲と認められる場合は、利便増進誘導区域を超える周辺植栽帯などを範囲とすることが可能ですか?	指針3(1)②に記載の日常の軽微な清掃等については、利便増進誘導区域を超える範囲も可能です。
24	令和7年4月24日	基本協定 第10条第2項: 『乙は、毎年度の収入の実績額が、認定計画の収入の提案額を下回った場合であっても、原則として、乙が行う業務の内容は変更しないものとし、認定計画に記載のとおり業務を実施するものとする。』とありますが、収入の実績額が確定するのは各事業年度末(10月末)となるため、認定計画に記載の業務を行うのは、当該事業年度の翌年で良いですか?	歩行者利便増進計画に記載された業務と収支計画に基づき、道路占用許可開始日から業務を実施してください。
25	令和7年4月24日	基本協定 第10条第3項: 『本件業務について、経費の総額が認定計画に記載の金額を上回った場合、その差額は本件業務の経費に含めないものとし、乙の負担とする。』とありますが、年度締めの際の収支報告には上振れした経費を計上しないという意味でしょうか?	年間の収支報告では実績を計上してください。収益の余剰やコスト削減に関する経費の考え方については指針4(5)1)及び2)に記載の通りです。
26	令和7年4月24日	基本協定 第10条第4項: 1年度、2年度に行政還元金が発生した時、市への支払いなく『本公募占用指針4(6)に基づく業務』を認定計画提出者が行うと解して良いですか? また、この時、行う最低限の業務に絞っても充てられる収益が十分でない時の扱いはどのように考えれば良いですか?	指針4(5)1)に記載のとおり、行政還元額は、非収益活動として提案された業務の拡充などに充当し、認定計画提出者において業務を実施して使い切ることをとしています。なお、1年度、2年度は認定計画提出者に帰属する利益と調整するなど、行政還元額が使い切れるようにしてください。その他やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議のうえ実施するものとします。
27	令和7年4月24日	基本協定 第10条第5項、第6項: 『乙の実績業務量が提案業務量を下回る場合は、甲乙協議の上、乙は未実施分の業務量に相当する非収益活動を実施するものとする。』とありますが、計画にない追加の非収益活動を行うという意味でしょうか? また、業務量の金額換算の公正妥当と認められる具体的な例をご教示ください。	公募占用指針4(5)2)に記載のとおり、原則として、必須業務や提案業務は、歩行者利便増進計画に記載の業務量に基づき業務を実施していただき、業務経費や清算は行わないものとしています。やむを得ず実績業務量が提案業務量を下回る場合については、必須業務や提案業務に類似する業務を本市と協議のうえ、未実施の業務量に相当する業務量分を実施していただくこととしています。業務量の金額換算については、歩行者利便増進計画提案時の事業収支の算定の考え方や積算基準書や相見積り等に基づき金額を算定してください。
28	令和7年4月24日	基本協定 第10条第9項: 行政還元金の確定時期とその用途を示す協定書の締結の時期をご教示ください。	指針4(5)1)に記載のとおり、行政還元額は各年度における収支状況が明らかとなった場合に確定するものとします。年度協定書は、各年度の開始前の締結を予定しています。
29	令和7年4月24日	基本協定 第10条第9項: 「通知された利益額の50%に相当する行政還元額の用途については、甲乙協議の上で決定するものとし、その内容に応じて年度協定を変更するものとする。」とありますが、用途については地域に還元されるようなことに使用されますか?	行政還元額の用途は、指針4(5)1)に記載のとおり、非収益活動として提案された業務の拡充などに充当することとしています。
30	令和7年4月24日	基本協定 第27条第1項: 「乙は、障がい者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。」とありますが、参加するすべての構成員がこの対象となりますか? また、それがなされていない場合の扱いはどのようになりますか?	公募占用指針8(2)提出書類一覧表1-7及び1-8に記載のとおり、公共職業安定所への報告義務のある法人等で、障がい者の法定雇用率未達成企業については「障がい者雇入れ計画書」を提出し、関連法令に遵守していただく必要があります。
31	令和7年4月24日	基本協定 第27条第1項: 障がい者雇入れ計画書の作成は必須でしょうか? また、計画策定がない時は、職員を雇用する必要がないと解して良いですか?	公募占用指針8(2)提出書類一覧表1-7及び1-8に記載のとおり、公共職業安定所への報告義務のある法人等で、障がい者の法定雇用率未達成企業については「障がい者雇入れ計画書」を提出していただく必要があります。公共職業安定所への報告義務のない法人等は、本公募占用指針の様式4-1「障がい者雇用状況報告書」の提出のみで結構です。
32	令和7年4月24日	基本協定 第28条 別表3: 固定費用のうち、「広告会社への支払い」とは何を指しますか? 広告獲得や広告の制費を広告会社へ発注する場合の支払いと解して良いですか?	広告代理店への支払いについては一般的に本公募占用指針4(5)1)に記載のとおり想定しています。
33	令和7年4月24日	基本協定 第28条 別表3: 管理費用のうち、保守点検には、南面も含まれると解して良いですか?	本公募占用指針3(1)②に示すとおり、情報板の南面も含め、定期的な保守点検については大阪市が実施します。
34	令和7年4月24日	基本協定 第30条 別表4: 物価の「収支計画に多大な影響を及ぼす場合」は、想定外の事と解され、乙のみの負担ではなく甲乙協議が適切と考えますが、見解をお示しください。	別表4に記載のとおり物価変動に起因するリスクは乙に帰属するものとしていますが、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象など、別表4「※1 不可抗力(自然災害等)」に該当する事象により物価変動が生じた場合は、甲乙協議としています。
35	令和7年4月24日	基本協定 第34条第2項(6): 成果指標とは、どのような内容が認められますか?	成果指標は、公募占用指針3(1)の広告事業や3(2)①から③の業務のアウトプットや、同指針3(2)④に示す効果検証結果など、業務の成果を示す指標を想定しています。
36	令和7年4月24日	基本協定 第41条: 期間満了時の原状回復の対象は筐体部分のみですか? 埋め込み工事部分も含む歩道を原状に戻す事でしょうか? 原状回復は契約終了後も事業が継続される場合(再入札の場合)も必要になりますか?	原状回復の対象は、占用物件である広告板(情報板の南面)となります。占用期間満了時の取扱いについては本公募占用指針14(2)⑥に記載のとおりです。なお、当該広告板は本公募占用指針3(1)①に記載のとおり、認定計画提出者が本市から無償で貸与を受けるものですので、占用期間満了時に原状回復して本市に返還していただくこととなります。
37	令和7年5月15日	提出書類1-6 役員の履歴書について(任意様式) 各役員の氏名・住所・生年月日・所属企業名・当法人における担当部門を記載することで足りるか。他に記載すべき事項があれば、ご教示いただきたい。	左記事項のほか、各役員の略歴(任意様式)を記載してください。
38	令和7年5月15日	提出書類1-7 障がい者雇用状況報告書の写し・障がい者雇用状況報告書(様式4-1)について 当法人は公共職業安定所への報告義務がない。また、非営利型の一般社団法人で従業員がいないため、様式4-1の「障がい者雇用状況報告書」を作成することができない。そのため、雇用していない、従業員がいないことを示せる書類として、下記を用意することで足りるか。 ・登記簿謄本 ・定款 ・損益計算書(人件費に相当する支出がないことの証明) ・法人設立・事務所等開設申告書、法人設立等申告書(従業員がいないことの証明) あるいは、それでも様式4-1を提出する必要がある場合は、記入方法をご教示いただきたい。	左記資料を提出いただき、従業員がいないことを確認できる場合には、様式4-1の提出は不要です。
39	令和7年5月15日	提出書類1-9: 社会保険等の加入状況の写し(様式5) 労働保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険のそれぞれについて「加入の必要がないこと」を各機関に確認することとなっているが、当法人は非営利型の一般社団法人で従業員がいないため、労働保険・雇用保険・健康保険・厚生年金の届出そのものを行っていない。ゆえに、問い合わせるまでもなく加入の必要が無いことは自明である。そのため、提出を要しないと解釈してよいか。あるいは、従業員がいないことを示せる書類として、(2)で記載の書類を用意することで足りるか。	通番38質問内容に記載の提出資料により、従業員がいないことを確認できる場合には、様式5の提出は不要です。
40	令和7年5月15日	提出書類1-11: 決算書類(監査報告書等)の写し(任意様式) 同じく非営利型の一般社団法人であるため、下記2点については作成が不要である。 ・個別注記表 ・勘定科目内訳書 これらの提出を要しないと解釈してよいか。あるいは、それに代わる書類として必要なものをご教示いただきたい。	非営利型の一般社団法人であることが確認できる書類がある場合において、公募占用指針12(2)(歩行者利便増進計画の評価項目・配点表)3. 事業の実施体制にある「経営状況は健全か」という評価項目を確認できる書類であれば、ご提示の書類以外でも差し支えありません。
41	令和7年5月15日	提出書類1-12: 法人税申告書の写し及び会社事業概要書(総括表)の写し又は法人事業概況説明書の写し(任意様式) 同じく非営利型の一般社団法人であるため、そもそも法人税は申告していない。ゆえに、法人税申告書の写しは用意できない。加えて、会社事業概要書(統括表)、法人事業概況説明書も作成不要である。これらの提出を要しないと解釈してよいか。あるいは、それに代わる書類として必要なものをご教示いただきたい。	公募占用指針12(2)(歩行者利便増進計画の評価項目・配点表)3. 事業の実施体制にある「経営状況は健全か、また納税状況は適正か」という評価項目を確認するために提出していただく書類ですので、非営利型の一般社団法人であることが確認できる書類がある場合には、納税状況に関する書類の提出は不要です。
42	令和7年5月15日	提出書類1-17: 法人税、消費税及び地方税の納税証明書(各種証明書(原本)) 法人税を納税しない法人のため、納税証明書その3の3は発行してもらえない。提出を要しないと解釈してよいか。	通番41と同様に、非営利型の一般社団法人であることが確認できる書類がある場合には、納税状況に関する書類の提出は不要です。
43	令和7年5月15日	提出書類1-21: 社会的責任・市の施策との整合について(支払賃金に関する提案書)(様式6-2) 当法人は非営利型の一般社団法人で従業員がいないため、支払賃金はない。そのため、提出を要しないと解釈してよいか。	通番38質問内容に記載の提出資料により従業員がいないことを確認できる場合には、提出書類1-21の提出は不要です。
44	令和7年4月30日	基本協定 第10条第2項、第4項: 『収益<経費』となり、乙の負担により計画通りに事業を行った翌年、または翌々年に、『収益>経費』となった時、上回った収益を前年までの補填に充てることは可能ですか? また、可能とした時、補填後の残額の1/2を貴市へ還元することで良いですか? 最終年度に認定された収益は原則全て貴市への還元との考えですか?	公募占用指針4(5)1)に記載のとおり、事業収支は各年度で整理していただくこととしています。そのため、ある年度において、広告収入の実績額が認定歩行者利便増進計画の事業収支ラインを下回ったり、活動経費の実績額が同計画の事業収支ラインを上回った場合は、その差額は当該年度内に認定計画提出者の方で補填していただく必要があります。この場合において、翌年度に同計画の事業収支ラインを上回る収支差が生じた場合、同指針4-2のとおり、まずは収支差の半分は行政還元分とし、残りの認定計画提出者に帰属する利益の中から前年度の補填に充当していただくことは可能と考えています。また、最終年度であっても、前年度の実績などを踏まえ、年度の早い段階から一定の収支差が見込まれる場合は、行政還元分を非収益活動に充当していただくことを考えていますが、同指針のとおり、本市と協議の上、決定させていただきと考えています。